

令和7年1月15日から
令和7年1月15日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和 7 年標茶町議会第 1 回臨時会会議録目次

第 1 号（1 月 1 5 日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第 3 号 令和 6 年度標茶町一般会計補正予算	14
議案第 4 号 令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	14
議案第 5 号 令和 6 年度標茶町病院事業会計予算	14
議案第 6 号 令和 6 年度標茶町水道事業会計予算	14
議案第 7 号 令和 6 年度標茶町下水道事業会計予算	14
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

令和7年第1回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年1月15日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第3号 令和6年度標茶町一般会計補正予算
議案第4号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第5号 令和6年度標茶町病院事業会計予算
議案第6号 令和6年度標茶町水道事業会計予算
議案第7号 令和6年度標茶町下水道事業会計予算

○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君

建設課長	富原 稔 君
水道課長	油谷 岳 人 君
病院事務長	伊藤 順 司 君
やすらぎ園長	穂刈 武 人 君
教 育 長	青木 悟 君
教委管理課長	神谷 学 君
社会教育課長	菊地 将 司 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤 和 伸 君
議事係長	熊谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和7年標茶町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

2番・櫻井君、 3番・本多君、 4番・鈴木君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） はじめにお詫びを申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

佐藤町長が昨日から市立釧路総合病院に検査入院中でございます。発熱により診察を受けたところ、念のため急遽検査を行うこととなり、今日の段階で入院期間が明らかになっておらず、できるだけ早い時期にご承認賜り、事務作業を進めたいと考えていることから、

「町長不在であるが対処せよ。」という指示を受けましたので、日程を変更せず、不肖私が代理を務めさせていただくこととなりましたので、深いご理解を賜りたいと存じます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。過日、人事院勧告の内容に基づき閣議決定がなされ、法律改正が行われた国家公務員の給与等に準じて所要の措置を講ずるため、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、また、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、また、これに伴い必要となる各会計の人件費、加えて一般会計では住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、重点支援地方交付金地域商品券発行事業などを盛り込んだ補正予算について、ご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

次に、令和6年第4回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきまして、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと思います。

なお、次の点について補足させていただきます。

1点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

報告する案件は、工事請負契約の変更です。令和6年第2回定例会において議決をいただき工事を進めております令和6年度桜団地公営住宅S-3号棟住環境改善事業建築主体工事について、契約金額が変更になったものです。変更前契約金額1億7,799万1,000円に、37万4,000円増額し、1億7,836万5,000円となりました。

変更の理由は、概数で契約しておりました産業廃棄物について、その数量が確定したため、契約金額が増となったものであります。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。
諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第1号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年 8 月 8 日人事院勧告が出され、12 月 17 日に関連法案が可決されたことから、人事院勧告に従い一般職の給与等の改定を行うものです。

給与については、民間企業の賃上げの状況を反映して月例給は約 30 年ぶりとなる高水準のベースアップに加えて、現下の人事管理上の重点課題に対応し、期末勤勉手当をはじめとする諸手当についても包括的に給与制度の見直しを行うものであります。

はじめに、月例給についてです。

国家公務員給与が民間を大幅に下回る官民給与の較差、額にして 11,183 円、率にして 2.76%を解消するため、また若年層に重点を置いて実施した人事院勧告の内容に準拠し改定するものです。主に、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒の初任給を 23,800 円、高卒者を 21,400 円引き上げるとともに、若年層を重点において改定する内容となっております。

次に、期末手当・勤勉手当についてです。

月例給と同じく民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を 0.1 か月分引き上げ 4.6 か月分とし、民間支給状況等を踏まえ、期末手当と勤勉手当に配分するという人事院勧告に準拠し改定するものです。本年度の期末手当・勤勉手当引き上げ分は、12 月期分で引き上げ、来年度以降の期末・勤勉手当は 6 月と 12 月期と均等に引き上げ、年間の期末手当を 2.45 か月から 2.50 か月分へ、勤勉手当を 2.05 か月から 2.10 か月分とするものです。

定年前再任用短時間勤務職員につきましては期末手当・勤勉手当で合計 0.05 か月分を引き上げ、本年は 12 月期分で引き上げ、来年度以降は 6 月と 12 月期と均等に引き上げ、年間の期末手当・勤勉手当の支給率を 2.35 か月から 2.40 か月とするものです。

なお、実施については、給料は令和 6 年 4 月 1 日に遡るとともに、期末・勤勉手当は令和 6 年 12 月期支給分からの適用とするものです。

以下、内容について、ご説明申し上げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年標茶町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正につきましては、お手元の議案説明資料の 1 ページから 22 ページ、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

第 16 条の改正は、期末手当の支給率の改正であり、一般職員は 0.05 か月分、定年前再任用短時間勤務職員は 0.025 か月分を 12 月支給率に加えるための改正です。

それでは、改正の本文にまいります。

第 16 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 68.75」と」の次に「、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 71.25」と」を加える。

続いて第 17 条第 2 項の改正は、勤勉手当の支給率の改正であり、一般職員は 0.05 か月分、定年前再任用短時間勤務職員は 0.025 か月分を 12 月支給率に加えるための改正です。

それでは、改正の本文にまいります。

第 17 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 48.75、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25」に改める。

続いて第 18 条第 3 項の改正は、寒冷地手当の改正であり、民間の同種手当の支給額を踏まえ官民手当の較差、率にして 11.3%引き上げるものです。

それでは、改正の本文にまいります。

第 18 条第 3 項の表、世帯主である職員の項、寒冷地手当の額の欄中「26,380 円」を「29,400 円」に、「14,580 円」を「16,200 円」に改め、同表その他の職員の項、寒冷地手当の額の欄中「10,340 円」を「11,500 円」に改める。

続いて月例給の改正です。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1、行政職給料表で、1 級から 6 級までの各号俸の給料月額で、議案書では 3 ページから 6 ページになります。

表の読み上げは割愛させていただき、代わって各級ごとの改定率等についてご説明いたします。

まず、どの給料表も号俸が高いほど、改定率が下がる改定です。

1 級は最大 13.2%の改定、2 級は最大 10.6%、3 級は最大 8.5%、4 級は最大 5.8%、5 級は最大 4.9%、6 級は最大 3.7%、定年前再任用短時間勤務職員は 1 級が 1.7%、2 級から 4 級まで 1.5%、5 級と 6 級で 1.4%の改定率となっております。

次に議案書 6 ページ下段をご覧ください。

別表第 2 のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表（2）は医療技術者の給料表でありまして、議案書 7 ページから 9 ページまでとなっております。

改定内容は行政職と同様の趣旨で、各級の改定率は、1 級は最大 12.8%の改定、2 級は最大 12.1%、3 級は最大 9.5%、4 級は最大 7.7%、5 級は最大 5.6%の改定となっております。定年前再任用短時間勤務職員は 1 級が 1.7%、2 級から 5 級は 1.5%の改定率となっております。

次に 9 ページのハ 医療職給料表（3）であります。こちらは看護師の給料表でありまして、9 ページから 13 ページまでの表ですが、改定内容は行政職と同様の趣旨です。

1 級については最大 13.2%、2 級は最大 14.0%、3 級は最大 9.5%、4 級は最大 7.6%、5 級は最大 5.6%の改定となっております。定年前再任用短時間勤務職員は 1 級から 4 級で 1.5%、5 級は 1.4%の改定率となっております。

次に議案書 13 ページ、議案説明資料 23 ページをご覧ください。

第 2 条は令和 7 年度以降にかかる改正です。

条例第 7 条の改正は扶養手当についてです。本町においても、人事院勧告に準じて改正するものです。扶養手当については、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を段階的に 10,000 円から 13,000 円に引き上げるものです。

また、これにあわせ用語等の改正も行っております。

改正の本文にまいります。

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円」に改め、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

同条 5 項 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 条については、これまで扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関する事項について本条例で定めていたものを規則で定めることとし、第 8 条を削るものです。

続いて第 8 条の 5 の改定については、管理職員の特別勤務手当に関する改正であり、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するものです。

また、これにあわせ用語の改正も行っております。

改正の本文にまいります。

第 8 条の 5 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「5 時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「当該各号に定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削るものです。

続いて第 16 条及び第 17 条の改正につきましては先ほどもご説明申し上げましたが、一般職員は 0.1 か月分、定年前再任用短時間勤務職員は 0.05 か月分の期末勤勉手当の引き上

げ率を6月期、12月期と均等に引き上げるための改正です。

改正の本文にまいります。

第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」

とあるのは100分の70」に改める。

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

続いて第20条の3の改正です。

こちらにつきましては、定年前再任用短時間勤務職員の手当の支給を拡大するもので、住居手当、寒冷地手当を一般の職員と同様に支給するための改正です。

改正の本文にまいります。

第20条の3中「、第8条、第9条の3及び第18条」を削る。

続いて令和7年の4月以降の月例給の改正についてです。

本条例の第1条でご説明させていただきました令和6年4月改正分の月例給の改正概要は、初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に特に重点をおいて改正を行う内容に對しまして、令和7年4月以降の改正内容につきましては、職務・職責をより重視した俸給体系を整備するための見直しを行うものであります。

議案書15ページから18ページ及び議案説明資料46ページから53ページの別表第1行政職給料表をご覧ください。

議案説明資料46ページの表中の3級から6級までが改定の対象となっております。本町行政職では3級は主任級、4級は係長級、5級は課長補佐級、6級は課長級でございます。今回の改正ではその職務の、級ごとの初号の額を引き上げることにより、職務・職責をこれまで以上に重視した俸給体系に見直しを行うというものであります。

各級の改定率についてご説明いたします。

3級1号が1.5%、4級1号は4%、5級1号は3.7%、6級1号は6%の改定率となっております。

議案書の18ページから21ページのロ 医療職給料表(2)は医療技術者の給料表議案書21ページから24ページのハ 医療職給料表(3)は看護師等の給料表でございまして、改正内容は行政職と同様の趣旨でいずれも3級から5級までが改定の対象となっております。

議案書18ページをご覧ください。

ロ 医療職給料表(2) 3級1号は1.7%、4級1号は1.1%、5級1号は3.8%の改定

率となっております。

続いて議案書 21 ページをご覧ください。

ハ 医療職給料表（３）３級１号は 1.5%、４級１号は 0.8%、５級１号は 2.9%の改定率となっております。

次に議案説明資料の 46 ページをご覧ください。

行政職給料表の新旧対照表で、改正による号俸の切り替えについてご説明いたします。

例えば、本町の課長クラスの職務の 6 級で説明します。改正後の 6 級の 1 号の給料月額
は改正前の 6 級 13 号の給料月額と同額となっておりますが、6 級は改正前の 1 号俸から
12 号俸までの下位の号俸を 12 個カットすることでそれぞれの職務の級の最低給与額の底
上げを行うという仕組みとなっております。ですので、令和 7 年 4 月からは新しい号俸に
読み替えるという作業を行います。

各職員の号俸についても、6 級であれば現行の号俸にマイナス 12 号俸に発令替えを行
って読み替えます。現行の旧号俸を令和 7 年 4 月以降の新号俸に切り替え作業を行うため
の一覧表として附則別表にそれぞれの切替表というものが、行政職は議案 26 ページから
29 ページまで、イ 医療職給料表（２）が 30 ページから 32 ページまで、ウ 医療職給
料表（３）が 32 ページから 35 ページまで掲載してございます。

それでは改正の本文にまいります。

議案第 14 号にお戻りいただければと思います。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 行政職給料表、表の読み上げは割愛させていただきます。

18 ページをご覧ください。

別表第 2 のロ及びハを次のように改める。

別表第 2 ロ 医療職給料表（２）、表の読み上げは割愛させていただきます。

続いて 21 ページをご覧ください。

ハ 医療職給料表（３）、表の読み上げは割愛させていただきます。

続いて議案書 25 ページをお開きください。

附則です。

第 1 項と第 2 項は施行期日の規定です。

条文へまいります。

（施行期日等）

第 1 項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定並びに附則第 4 項
から第 6 項までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項 第 1 条の規定による改正後の一般職の給与に関する条例（次項において「第 1
条改正後給与条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第 3 項は給与の内払いに関するものです。条文です。

（給与の内払）

第3項 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第4項と第5項は号俸の切り替えに関するものです。条文です。

(号俸の切替え)

第4項 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第1、別表第2のロ及びハの給料表の適用を受けていた職員であつて、同日においてその者が属していた職務の級が職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(次項及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第5項 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の切替日における新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第6項は、扶養手当の経過措置に関するものです。

条文です。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第6項 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定における改正後の一般職の職員の給与に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第7項は規則への委任であります。

条文です。

(規則への委任)

第7項 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号俸の切替表(附則第4項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸
表の読み上げは割愛させていただきます。

30ページをご覧ください。

イ 医療職給料表(2)適用を受ける職員の新号俸
表の読み上げは割愛させていただきます。

32 ページをご覧ください。

ウ 医療職給料表（３）の適用を受ける職員の新号俸表の読み上げは割愛させていただきます。

以上で、議案第１号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○１番（深見 迪君） たくさんあるのですけれども、今日は町長もいないですので、１点だけにしたいと思います。

大雑把な説明でしたが、ほぼ人事院勧告の内容は出ていますので、それを見ながらの質問です。確かめなのですが、説明資料の 25 ページの上から３段目、先ほども説明があったと思うのですが、本町の場合、管理職員は具体的に誰を指しているのかということがまず１つ。

それから、第２項の「午前０時から」というのが「午後 10 時から翌日の午前５時までの間」と変わっております。それでこれ自体は勤務時間が増えているのかなと思うのですが、増えているということなのかどうなのかということ。

それから、この適用になる方々のメリットと言いますか、これはどのように変わったのかということを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えいたしたいと思います。

管理職員は誰を指すのかということなのですから、役職で言うと課長補佐級と課長職です。

（「ちょっとマイクから遠いので……」の声あり）

○総務課長（長野大介君） すみません。管理職のくくり、誰を指すのかということなのですから、課長職と課長補佐級になります。

もう１点が、管理職の特別勤務手当の時間帯が今までの「午前０時から午前５時までの間」というのを「午後 10 時から午前５時まで」ということで２時間ほど拡大されたということなのですから、ここの変更の概要ですが、近年災害対応などで深夜に及ぶ勤務をかなり行うという実態があるということを踏まえて拡大したということになっております。

メリットと言われますと、勤務時間——管理職特別勤務手当の時間帯が広がるということになりますので、今までは 10 時から 12 時まではもらわなかった部分が、拡大されるという認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） 今回の人事院勧告に述べられている内容と同じですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） はい、そのとおりでございます。

（「以上です」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第2号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月に人事院勧告が出され関連法案が可決されたことに伴い一般職の給与勧告に準じて特別職の期末手当を年0.1か月分増とする改定を行おうとするものであります。

改定内容につきましては、令和6年度においては12月支給の期末手当を0.1か月増額の1.90か月に改定、年3.7か月分とし、令和7年度からは6月と12月で平準化しそれぞれ1.85か月分、合計3.7か月分となるようにするというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次のページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

第2項 6月に支給する期末手当は100分の180を、12月に支給する期末手当は100分の190を支給する。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2項 6月及び12月に支給する期末手当は100分の185を支給する。

附則になります。

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第3項 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす、というものであります。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 一般会計の補正予算にも数字が出ていますので、それとあわせて質問したかったのですが、そうはならないので簡潔な質問をしたいと思います。

私は給与条例を見てきたのですが、特別職は別表2でしたか、この別表2が今まで少し下がって補正されていたという経緯がありまして、本当はいくらなのかというのがわからないのですが、今、例規集に載っている別表2のと通りの数字でよろしいのでしょうか。それが1つ。それを聞きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

特別職の職員の給与に関する条例の別表の関係ですけれども、別表の方で町長、副町長、教育長の給料月額が明示されておりますけれども、このとおりでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） そうすると今回の条例改正の中で内数でいきますと6月は終わりましたから、12月だけ10%上げるということなので単純に別表2の給料月額に10%をか

けたものが今回上がるとみてよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今回上がった分といいますのが、別表の給料月額に 0.1 か月分をかけた分で、そのとおりでございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第 2 号は原案可決されました。

◎議案第 3 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 6。議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号を一括議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第 3 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては令和 6 年度一般会計補正予算（第 10 号）でございます。

国の人事院勧告に準じた給与改定等に対応するため、また、国の交付金を活用した住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応給付金臨時支給事業や重点支援地方交付金地域商品券発行事業などを実施するため、歳入歳出それぞれ 1 億 6,230 万 2,000 円を追加し、総額を 122 億 7,145 万 4,000 円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応給付金として 3,200 万円、重点支援地方交付金地域商品券発行事業の報償品として 4,140 万円などとなっております。

他会計への繰出しにつきましては、介護保険事業特別会計で 75,000 円の追加、病院事業会計で 5,801 万 4,000 円の追加をいたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の令和 6 年度標茶町一般会計補正予算書、1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,230 万 2,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122 億 7,145 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページから 3 ページまでの歳入歳出予算の補正につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第 3 号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第 4 号の提案趣旨、並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でありまして、保険事業勘定につきましては、人事院勧告に伴う制度改正による人件費の精査により、歳入歳出それぞれ 193 万 2,000 円を追加し、総額を 9 億 3,150 万 4,000 円とするものでございます。

介護サービス事業勘定につきましても、同じく人事院勧告に伴う制度改正及び職員の異動に伴う人件費の精査により、歳入歳出それぞれ 160 万 7,000 円を減額し、総額を 6 億 2,978 万 8,000 円とするものでございます。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金、繰越金により収支を整えたところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算 1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,150万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,978万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第4号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長(伊藤順司君)(登壇) 議案第5号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度標茶町病院事業会計補正予算(第3号)で、収益的収入支出それぞれ5,867万4,000円を追加し、総額を13億9,225万9,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主な内容につきましては、支出につきましては、人事院が勧告しました給与勧告、職員の異動に伴う増減により、給与費を5,601万4,000円追加、衛生材料及び診療材料の単価上昇に伴い、材料費を200万円追加、裁判費用に掛かる費用を見込みまして66万円を追加するものです。

収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき、他会計補助金及び他会計負担金で、5,801万4,000円、その他医業外収益で66万円を追加し収支を整えるものです。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和6年度標茶町病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和6年度標茶町病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度標茶町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた

収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益。補正予定額 5,867 万 4,000 円を追加し、13 億 9,225 万 9,000 円に。第2項、医業外収益。補正予定額 5,867 万 4,000 円を追加し、6 億 7,245 万 7,000 円に。

支出、第1款、病院事業費用。補正予定額 5,867 万 4,000 円を追加し、13 億 9,225 万 9,000 円に。第1項、医業費用、補正予定額 5,867 万 4,000 円を追加し、13 億 7,787 万 9,000 円にするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 補正予定額 5,601 万 4,000 円を追加し、9 億 595 万 7,000 円とするものです。

次ページにまいります。

(他会計からの繰入金)

第4条 予算第7条に定めた一般会計から、この会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額 5,903 万 2,000 円を追加し、2 億 6,745 万 2,000 円に。

(2) 医療対策費負担、補正予定額 101 万 8,000 円を減額し、5 億 8,100 万 2,000 円に。
合計、補正予定額 5,801 万 4,000 円を追加し、9 億 7,203 万 1,000 円とするものです。
次に補正予算説明書によりご説明いたします。

15 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に3ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で議案第5号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 水道課長・油谷君。

○水道課長(油谷岳人君)(登壇) 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和6年度標茶町水道事業会計補正予算(第1号)で、人事院勧告及び今年度人事異動に伴う給与費等の精査による整理及び修繕費の増額並びに前年度決算に伴うキャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表の補正を行うものでございます。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

令和6年度標茶町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和6年度標茶町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「6,074万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額568万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金859万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,646万4,000円」を「6,074万8,000円は減債積立金1,969万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額568万6,000円及び引継金859万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,677万3,000円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）

（1）職員給与費 補正予定額156万3,000円を減額し、計4,686万5,000円でございます。

以下内容についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に、2ページの「令和6年度標茶町水道事業会計補正予算実施計画」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第6号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

引続き、議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和6年度標茶町下水道事業会計補正予算（第1号）で、人事院勧告に伴う給与等の精査による整理及び委託料の減額並びに前年度決算に伴うキャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表の補正を行うものでございます。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度標茶町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和6年度標茶町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「4,126万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金4,112万9,000円」を「4,126万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13万7,000円及び引継金3,279万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金833万3,000円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)

(1) 職員給与費 補正予定額 197 万 8,000 円を追加し、計 3,273 万 7,000 円でございます。

以下内容についてご説明いたします。

8 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に、2 ページの「令和 6 年度標茶町下水道事業会計補正予算実施計画」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第 7 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに議案第 3 号一般会計補正予算歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君） 11 ページの商工費の報償費の 4,000 万、これの内訳をできれば教えてください。

それと一括ですね……18 節の負担金補助、商工会補助金この報償費に関係する委託料になるのかもあわせて説明願います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず、7 節の報償費、報償品でございますけれども、商品券の購入になります。6,900 人分、町民全員分を予定しておりまして、1 人 6,000 円の 6,900 人ということで 4,140 万を計上させていただいているところでございます。

それから、18 節の負担金補助及び交付金の内訳でございますが、これにつきましては商工会のほうに補助をするのですが、内容としましては商品券の印刷費、それから封筒印刷、ポスター印刷、取扱店名簿印刷費等その他の印刷費になります。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

松下君。

○9 番（松下哲也君） 8 ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 3,200 万円についての内訳といいますか、何件だとか、そのものを教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

3 款 1 項 1 目 18 節住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 3,200 万の内訳でござ

いますけれども、こちらにつきましては非課税世帯1世帯当たり3万円となっておりますので、現状まだシステム改修が終わっていませんので、対象の戸数が特定できておりませんが、過去の実績を踏まえまして、1,000世帯と見込みまして、3,000万円を計上させていただきます。

残りの200万円につきましては、子供加算として18歳以下のお子様1人につき、2万円を加算するというような制度でございますので、対象のお子様を100人と見込みまして200万円を計上させていただきます。合計で3,200万円の追加というようにございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） その時期といいますか、配布時期をどのように計画しているか。

それと一括ということですので、先ほどの商品券の配布について、いつまでに配布するのかということをちょっと確認したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

支給時期の関係ですけれども、今後の給付の部分で答えさせていただきたいと思っております。

まず、今回の支給にあたりましてシステム改修が必要となることから、1月末を目途にシステム改修を終わらせたいと考えております。その後、対象の方を抽出いたしまして、申請書をお送りし返送していただくような形になります。1回目の支給を3月上旬程度にできるように、現在、準備作業進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

商品券の発行事業でございますが、今のところ3月1日を基準日といたしましてその前後に全世帯に郵送する計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 11ページ商工費です。役務費171万5,000円と、それから委託料119万1,000円、この内容について説明してください。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず、役務費の171万5,000円でございますが、郵送料になります。全世帯3,600世帯に郵送する郵送料になります。

それから、委託料でございますけれども、これは商工会に委託する業務委託料でござい

まして、換金業務をお願いする業務でございます。これが 112 万 1,000 円。それから、事業者への振込手数料として 7 万円を合わせて 119 万 1,000 円となります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議案第 4 号介護保険事業特別会計補正予算、第 1 条保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第 2 条介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議案第 5 号病院事業会計補正予算、第 1 条総則から第 5 条たな卸資産購入限度額まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議案第 6 号水道事業会計補正予算、第 1 条総則から第 3 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議案第 7 号下水道事業会計補正予算、第 1 条総則から第 3 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題5案を一括して採決いたします。

議案5案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号は原案可決すべきものと決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和7年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午前11時45分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 2 番 櫻 井 一 隆

署名議員 3 番 本 多 耕 平

署名議員 4 番 鈴 木 裕 美